

特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第5条 本会は第3条の目的を実現するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) サステナビリティ社会構築に向けた調査・研究・支援事業</p> <p>(2) 企業のCSR活動を啓発・促進する事業</p> <p>(3) サステナビリティ・レポーティングの国際標準をめざす <u>GRI スタンドアード</u>の普及・啓発事業</p> <p>(4) サステナビリティ・レポーティングに関する研究を推進し、国内外へ提言・提案を行う事業</p> <p>(5) その他関連事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 本会は第3条の目的を実現するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) サステナビリティ社会構築に向けた調査・研究・支援事業</p> <p>(2) 企業のCSR活動を啓発・促進する事業</p> <p>(3) サステナビリティ・レポーティングの国際標準をめざす GRI ガイドラインの普及・啓発事業</p> <p>(4) サステナビリティ・レポーティングに関する研究を推進し、国内外へ提言・提案を行う事業</p> <p>(5) その他関連事業</p>
<p>(役職者)</p> <p>第24条 本会に役職者を置くことができる。</p> <p>2 役職者とは、会長、<u>副会長</u>、相談役および顧問をいう。</p> <p>3 会長は、理事会の推薦により、代表理事が理事の中から選定した者に委嘱する。</p> <p>4 <u>副会長は、理事会の推薦により、代表理事が理事の中から選定した者に委嘱する。</u></p> <p>5 相談役は、理事会の推薦により、代表理事が理事経験者である正会員または賛助会員に委嘱する。</p> <p>6 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。</p> <p>7 会長は、本会の運営に関して助言を行うことができる。</p> <p>8 <u>副会長は、会長を補佐し、本会の運営に関して助言を行うことができる。</u></p> <p>9 相談役および顧問は、本会の運営に関して代表理事の諮問に応じ助言を行い、または理事会の要請に応じて理事会に出席して意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>10 会長、<u>副会長</u>、相談役および顧問の任期については、第15条第1項の規定を準用する。</p>	<p>(役職者)</p> <p>第24条 本会に役職者を置くことができる。</p> <p>2 役職者とは、会長、相談役および顧問をいう。</p> <p>3 会長は、理事会の推薦により、代表理事が理事の中から選定した者に委嘱する。</p> <p>4 相談役は、理事会の推薦により、代表理事が理事経験者である正会員または賛助会員に委嘱する。</p> <p>5 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。</p> <p>6 会長は、本会の運営に関して助言を行うことができる。</p> <p>7 相談役および顧問は、本会の運営に関して代表理事の諮問に応じ助言を行い、または理事会の要請に応じて理事会に出席して意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>8 会長、相談役および顧問の任期については、第15条第1項の規定を準用する。</p>

【第 11 章 公告の方法】

第 68 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

【第 11 章 公告の方法】

第 68 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。